資料１

第２回専門委員会の主な論点（案）の整理等

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

主な論点項目（案）について

※第２回専門委員会において事務局からお示しした「主な論点（案）」について、専門委員会において出された主な意見を事務局において整理したもの。

※今後の専門委員会における議論を踏まえ、必要に応じ、追加・修正等を行う。

主な論点項目（案）

○養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

直近の平成29年制度改正から一定の期間が経過したこと等を踏まえ、以下の点を中心にレビューを行う。

「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和６年６月４日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））を踏まえ、年度内を目処に、当面の方針のとりまとめを行う。

１．必修課目と選択課目の履修内容

２．必修課目と選択課目の履修単位

３．養成施設における実習のあり方　　等

※　検討に当たっては、昼間課程・夜間課程と併せて通信課程も考慮したものとする必要がある。

○国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（令和６年６月４日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））＜抜粋＞

１．新たに講ずべき具体的な施策

（１）地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項

（２）「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項

（３）（１）及び（２）以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

１．必修課目と選択課目の履修内容

○　高度化・多様化する消費者ニーズや理容師・美容師の資格に求められる役割や技術等に応えられる人材を育成する観点から、現行の教育内容について、見直すべき内容や他に例示すべき内容はないか。 【参照：スライド5～7】

＜第２回の主な意見＞

○　理容・美容は高齢化の問題と非常に深い関係にあり、人と人との対話、コミュニケーション、高齢者対応について学ぶ機会が重要ではないか。

○　選択課目の一般教養課目群の課目（社会福祉）の中で、介護・福祉など高齢者への対応や性的マイノリティーへの対応などが学べると良いのではないか。

○　必修課目の見直しは国家試験ともリンクするので、選択課目の内容を充実させていくべきではないか。

○　選択課目として何を履修させるか、スクラップ・アンド・ビルドしながら、養成施設ごとに個性を出していくのがよいのではないか。

２．必修課目と選択課目の履修単位

○　必修課目と選択課目の履修単位のバランスは妥当か。 【参照：スライド8、9】

＜第２回の主な意見＞

○　現行の昼間課程の総履修単位（67単位）は、一般の短大等と比較すると充実した設定となっており、これにプラスアルファとなると、学生の負担が多くなってしまうのではないか。

○　選択課目は人材育成の側面が大きく、必要な教養を身に付ける機会なので、選択課目の履修単位の削減は望ましくないのではないか。 【注：第２回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

３．養成施設における実習のあり方

○　座学の履修単位と実習の履修単位のバランスは妥当か。【参照：スライド8、9】

○　必修課目における理容実習・美容実習について、現行の教育内容について見直すべき内容はないか。【参照：スライド6】

○　理容実習・美容実習（30単位以上・900時間以上）における、養成施設内での実習と理容所・美容所での実務実習（年間上限60時間）の役割についてどのように考えるか。【参照：スライド8、9】

○　実務実習の上限時間や管理方法について、適切と考えるか。【参照：スライド10、11】

○　選択課目においても理容所・美容所で実習（校外実習）を行うことが可能とされており、理容実習・美容実習における実務実習に準じた取扱いとされているところ、上限時間を含め取扱いが適切と考えるか。【参照：スライド10、12】

＜第２回の主な意見＞

○　座学と実習の履修単位について、バランスが悪いといった声は特段聞いていない。

○　理容師・美容師に限らず、若い働き手が早期離職する傾向にあり、理想と現実のギャップが大きいのではないか。

○　実務実習について、現場を知る貴重な経験として意義があると考えられる。加えて、現場の悪い側面も知ることができる機会であるとも考えられる。

○　実務実習では、受付業務や清掃など、実際に客に直接触れて施術させる機会は少なく、実技のスキルアップというより、サロンに就職したときのシミュレーションといった捉え方ではないか。

○　実務実習の目的が、就業体験か技術向上のどちらにあるのか議論した方がよいのではないか。

○　実務実習で客に施術する場合、サロン側の相当程度のサポートが必要となるのではないか。

○　２年目を全て実務実習とした場合、保護者や学生本人から、１年で卒業させてほしいといった要望が出ることが懸念されるのではないか。【注：第２回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

４．その他

＜第２回の主な意見＞

○　理容学校を経営破綻から守るためにも、学校運営として、同時授業を進めて行くべきではないか。

【参照：スライド13】

○　業態の多様化、サービスの多様化に合わせて教育内容を細分化すると、かえって制度全体の複雑化につながり、毎年制度を変えるような事態に繋がってしまうのではないか。

【注：第２回専門委員会での参考人ヒアリングに対する意見】

（参考１）１．必修課目と選択課目の履修内容
～ 必修課目の教科課目について ～

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年３月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年３月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、必修課目の教科課目を規定。

	教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（通知別添） 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について（通知別添） 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修課目	関係法規・制度	ア　衛生行政 イ　理容師法 ウ　その他の関係法規	ア　衛生行政 イ　美容師法 ウ　その他の関係法規
	衛生管理	ア　公衆衛生概説 イ　感染症 ウ　環境衛生 エ　衛生管理技術	ア　公衆衛生概説 イ　感染症 ウ　環境衛生 エ　衛生管理技術
	保健	ア　人体の構造及び機能 イ　皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ　皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ　皮膚及び皮膚付属器官の疾患	ア　人体の構造及び機能 イ　皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ　皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ　皮膚及び皮膚付属器官の疾患
	香粧品化学	ア　香粧品の化学	ア　香粧品の化学
	文化論	ア　理容文化史 イ　服飾	ア　美容文化史 イ　服飾
	理容技術理論 美容技術理論	ア　理容で使用する器具 イ　基礎技術 ウ　頭部、顔部及び頸部技術 エ　特殊技術 オ　理容デザイン	ア　美容で使用する器具 イ　基礎技術 ウ　頭部、顔部及び頸部技術 エ　特殊技術 オ　和装技術 カ　美容デザイン
	運営管理	ア　経営管理 イ　労務管理 ウ　接客	ア　経営管理 イ　労務管理 ウ　接客
	理容実習 美容実習 理容実習・美容実習の詳細な内容は次ページ参照	ア　器具の取扱実習 イ　基礎技術実習 ウ　頭部、顔部及び頸部技術実習 エ　特殊技術実習 オ　総合実習	ア　器具の取扱実習 イ　基礎技術実習 ウ　頭部、顔部及び頸部技術実習 エ　特殊技術実習 オ　和装技術実習 カ　総合実習

（参考２）１．必修課目と選択課目の履修内容、３．養成施設における実習のあり方
～ 理容実習・美容実習の内容について ～

理容実習	美容実習
ア　器具の取扱実習 (ア) 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。 (イ) 用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。	ア　器具の取扱実習 （ア） 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。 （イ） 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。
イ　基礎技術実習 (ア) 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 (イ) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。	イ　基礎技術実習 （ア） 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 （イ） 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。
ウ　頭部、顔部及び頸部技術実習 (ア) ヘアカッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、ヘアアイロン技術、パーマネントウェービング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。 (イ) シェービング、その他の顔面処理技術など基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。 (ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。	ウ　頭部、顔部及び頸部技術実習 （ア） スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。 （イ） メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。 （ウ） この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。
エ　特殊技術実習 エステティック技術、ネイル技術など理容の特殊技術を身に付けさせること。	エ　特殊技術実習 エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。 オ　和装技術実習 日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。
オ　総合実習 頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。	カ　総合実習 頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

（参考３）１．必修課目と選択課目の履修内容
～ 選択課目の教科課目について ～

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年３月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年３月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、選択課目の教科課目を例示し、課目例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、養成施設において独自に設定。

	教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（通知別添） 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について（通知別添） 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
選択課目	一般教養課目群	ア　日本語 イ　外国語 ウ　保健体育 エ　情報技術 オ　社会福祉 カ　芸術 キ　日本文化	ア　日本語 イ　外国語 ウ　保健体育 エ　情報技術 オ　社会福祉 カ　芸術 キ　日本文化
	専門教育課目群	ア　エステティック技術 イ　理容カウンセリング ウ　食品保健・栄養理論 エ　理容モード理論 オ　理容総合技術	ア　エステティック技術 イ　美容カウンセリング ウ　食品保健・栄養理論 エ　メイクアップ オ　まつ毛エクステンション カ　美容モード理論 キ　美容総合技術

（参考）選択課目の単位数の設定

○「理容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年２月29日厚生労働省告示第45号）及び「美容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年２月29日厚生労働省告示第50号）において、選択課目の単位数は以下のとおり規定。

- 一般教養に係る教科課目の単位数は、一課目につき一単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、一課目につき二単位以上とし、選択課目の総単位数は、二十単位以上とする(修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。)。
- 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。

（参考４）２．必修課目と選択課目の履修単位、３．養成施設における実習のあり方
～ 昼間課程・夜間課程の履修単位数及び時間数について ～

○　理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第５号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第８号）において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定。

昼間課程及び夜間課程

（通常課程）２年以上

課目		単位数	時間数
必修課目	関係法規・制度	１単位以上	30時間以上
	衛生管理	３単位以上	90時間以上
	保健	３単位以上	90時間以上
	香粧品化学	２単位以上	60時間以上
	文化論	２単位以上	60時間以上
	理容（美容）技術理論	５単位以上	150時間以上
	運営管理	１単位以上	30時間以上
	理容（美容）実習	30単位以上	900時間以上
小計（A）		47単位以上	1,410時間以上
選択課目（B）		20単位以上	600時間以上
合計（A＋B）		67単位以上	2,010時間以上

（修得者課程）１年以上

課目		単位数	時間数
必修課目	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	理容（美容）技術理論	４単位以上	120時間以上
	－	－	－
	理容（美容）実習	23単位以上	690時間以上
小計（A）		27単位以上	810時間以上
選択課目（B）		７単位以上	210時間以上
合計（A＋B）		34単位以上	1,020時間以上

※　単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって１単位とする。

※　理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

（参考５）２．必修課目と選択課目の履修単位、３．養成施設における実習のあり方
～ 通信課程の添削指導回数及び履修単位数について ～

○　通信課程における授業は、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）、面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施。

○　このうち、面接授業の単位については、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第42号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第47号）（以下、基準告示という。）により設定。

○　基準告示において、面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているが、理容所（美容所）に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例を規定している。

（通常課程）３年以上

課　　目		通信授業（添削指導回数）	単位数（常勤従事者である生徒以外の生徒）	単位数（常勤従事者である生徒）
必修課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上（　10時間以上）	2単位以上（　10時間以上）
	衛生管理	4回以上	6単位以上（　30時間以上）	6単位以上（　30時間以上）
	保健	3回以上	5単位以上（　25時間以上）	5単位以上（　25時間以上）
	香粧品化学	2回以上	6単位以上（　30時間以上）	6単位以上（　30時間以上）
	文化論	2回以上	2単位以上（　10時間以上）	2単位以上（　10時間以上）
	理容（美容）技術理論	8回以上	5単位以上（　25時間以上）	2単位以上（　10時間以上）
	運営管理	3回以上	2単位以上（　10時間以上）	1単位以上（　5時間以上）
	理容（美容）実習	6回以上	90単位以上（450時間以上）	35単位以上（175時間以上）
小計		31回以上	118単位以上（590時間以上）	59単位以上（295時間以上）
選択課目		進度に応じた回数	2単位以上（　10時間以上）	1単位以上（　5時間以上）
合計		31回以上	120単位以上（600時間以上）	60単位以上（300時間以上）

（修得者課程）1.5年以上

課　　目		通信授業（添削指導回数）	単位数
必修課目	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	－	－	－
	理容（美容）技術理論	8回以上	2単位以上（　10時間以上）
	－	－	－
	理容（美容）実習	6回以上	45単位以上（225時間以上）
小計		14回以上	47単位以上（235時間以上）
選択課目		進度に応じた回数	1単位以上（　5時間以上）
合計		14回以上	48単位以上（240時間以上）

※　単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、５時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって１単位とする。

※　理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

※　面接授業の単位の特例の取扱いについては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年３月31日健発0331第15号厚生労働省健康局長通知。平成29年７月10日一部改正）等において、平成39年度（令和９年度）までに一般の生徒と同基準に見直すとしている。

（参考６）３．養成施設における実習のあり方
～ 理容実習・美容実習における実務実習の取扱いについて ～

○実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、**生徒の技術習熟度に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環**として、管理理（美）容師を配置する理（美）容所において、従事する**理（美）容師の指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で、理容行為及びその附随する作業（実務実習）を行うことが可能。**

○**養成施設は**、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ**実施計画と評価方法を作成**。

○指導に当たる**理（美）容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出**し、**養成施設が実務実習の評価を実施**。

実務実習の標準的な流れ

【養成施設】

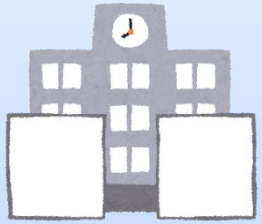

【実務実習前】
①カリキュラム編成
②実務実習を行う生徒の選定
（入所期間や技術習熟度を考慮）
③受入サロンの選定
④実施計画・評価方法の作成

【実務実習後】
⑨実務実習の評価

⑤生徒を理容所・美容所に送り出し

⑧生徒ごとの実務記録を作成・提出

【理容所・美容所】

【生徒】
⑥実習（理容・美容行為、附随作業）

【理容所・美容所】
⑦実施計画に基づき生徒の監督指導・評価

（実務実習の留意点）
・１日当たりの時間数は、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案し、適切な時間数を設定。
・実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識の着用が必要。
・１人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は２人以下。

※選択課目の校外実習についても、実務実習の取扱いに準じて、養成施設の判断において実施。

（参考７）３．養成施設における実習のあり方
～ 現行の実務実習制度について ～

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年３月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年３月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、実務実習のあり方を規定。

（抜粋）理容師養成施設の教科課程の基準の運用　※美容師養成施設においても同様の規定

別添　理容師養成施設における教科課目の内容の基準
第１　必修課目
８理容実習　（３）学習指導上の留意事項
ウ　いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。
エ　常に理容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。
カ　実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、**生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環**として、管理理容師を配置する理容所において、当該**理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましい**こと。
キ　**理容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならない**こと。
ク　実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。
ケ　実務実習の開始時期は、入所後おおむね６か月を経過してからとすること。
コ　実務実習を行う場合は、**年間60時間**（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては 20 時間）**を超えないこと**。
なお、１日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
サ　実務実習を行う場合、理容師養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
（ア）管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。
（イ）当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
（ウ）当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
シ　実務実習の指導は、理容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理容師が行うこと。
ス　**実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができない**ことから、**指導にあたる理容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならない**こと。
セ　１人の理容師が同時に指導できる生徒の数は２人以下とすること。
ソ　実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
タ　指導にあたった**理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を理容師養成施設に提出**し、これに基づいて当該**養成施設が実務実習の評価を行う**こと。

（参考８）３．養成施設における実習のあり方
～ 現行の校外実習制度について ～

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年３月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年３月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、校外実習のあり方を規定。

（抜粋）理容師養成施設の教科課程の基準の運用　※美容師養成施設においても同様の規定

１　教科課程の編成

(2) 選択課目

ア　理容師養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択課目を設定すること。

イ　選択課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならないこと。

ウ　選択課目については、「(別添)理容師養成施設における教科課目の内容の基準」第２に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針にのっとり、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各理容師養成施設において独自に設定すること。

エ　選択課目、**校外実習などの実施に当たっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数及び実施方法を考慮しなければならないこと。**この場合、これらの実施によって、必修課目の単位数又は授業時間数が所定の単位数又は授業時間数を下回ることのないように留意すること。

オ　理容師養成施設においては、選択課目の各教科課目について、「指定規則」別表第１、第１の２及び「教科課程の基準」に基づき、その内容等に応じて適切に行うこと。ただし、通信課程を設ける理容師養成施設においては、「通信課程における授業方法等の基準」及び「通信課程における授業方法等の基準の運用」に従い、適切に行うこと。

カ　授業の１単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができること。ただし、実習を伴う教科課目の授業時間については、原則として、１回当たり２単位時間を配当するものとすること。

３　学習指導上の留意事項

(1)　理容師養成施設においては、**必修課目、選択課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならないこと。**このため、理容師養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならないこと。

別添　理容師養成施設における教科課目の内容の基準

第２　選択課目

２　専門教養課目群　(3)　学習指導上の留意事項

イ　生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましいこと。

オ　**校外実習を実施する理容師養成施設は、**第１の８の(3)に定める**実務実習を実施する上での留意事項に準じて、適正に実施しなければならないこと。**

この場合において、教科課目の区分ごとに**理容師養成施設が定める単位数又は授業時間数の５分の１を超えない範囲**で行うものとすること。

（参考９）４．その他（同時授業に関する特例の取扱い）

１．制度概要

■ **原則的な取扱い**

• 理容師法・美容師法等の関係法令に基づき、理容師養成施設と美容師養成施設では、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うこととされている。

■ **同時授業の特例の創設（平成22年１月～）**

• 理容師・美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などの社会情勢の変化等を踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設のそれぞれの生徒に対し、両施設を兼任する教員が同時に授業を行うことを可能とした。（※施行日から５年後を目途に検証を行い、必要に応じて見直しを実施）

（実施要件）理容師養成施設の前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満である場合

（教科課目）①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修課目

■ **実施要件の緩和（平成28年５月～ ）**

• 理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の実施要件を緩和。

（実施要件）理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において、15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合

■ **教科課目の追加（平成30年４月～）**

• 平成29年制度改正による教科課目の見直しに併せて、同時授業を行うことができる教科課目（文化論、運営管理）を追加。

（教科課目）①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択課目

	特例制度創設（平成22年１月～）	実施要件の緩和（平成28年５月～）	教科課目の追加（平成30年４月～）
実施要件	前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満の場合であること	入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満であること	
教科課目	①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修課目		①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択課目

（参考）養成施設の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
理容単独校	33	34	34	28	25	25	25	25	25
美容単独校	190	190	187	188	190	188	184	191	188
併設校	73	77	75	78	77	78	78	77	76

※生活衛生課調べ。
※ろう学校、矯正施設を含む。